

ねんきんコーナー

国民年金保険料について

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円です。

令和6年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条で17,000円とされていますが、平成16年度から物価と賃金の変動に基づく令和6年度の保険料改定率0.999を乗じることにより、16,980円となりました。

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料を前納する場合の期間および納付すべき額について、厚生労働省告示(令和6年厚生労働省告示第35号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら15,290円、1年前納なら3,620円、6カ月前納でも830円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら16,590円、1年前納なら4,270円、6カ月前納でも1,160円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- ①2年(4月～翌々年3月)分の前納 ②1年(4月～翌年3月)分の前納
- ③6カ月(4月～9月、10月～翌年3月)分の前納 ④毎月(早割、口座振替のみ)
- ⑤毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による令和6年4月からの前納(2年分・1年分・6カ月分・早割)の新規申込は、2月末日で受付を終了しましたが、令和7年4月分からの受付は行っています。

また、年度途中で新たに国民年金に加入された方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。

※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。金融機関などで納めていただく必要がありますので、ご注意ください。

納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

なお、国民年金には保険料納付が免除、猶予される制度もあります。納付が困難だからといってそのままにせず、役場または年金事務所の窓口で手続きを行ってください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会について

源泉徴収義務者の皆さんには、定額減税制度について理解を深め、制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、「令和6年分所得税の定額減税に関する源泉徴収義務者向け説明会」を開催します。ぜひご参加ください。前日までにLINEまたは電話で事前予約をお願いします。

開催日	開催時間	開催場所	定員
5月15日(水)	1回目 午前10時～午前11時 2回目 午後2時～午後3時	中村税務署 2階大会議室 四万十市中村新町4丁目4番地	各回30名
5月28日(火)	午後2時～午後3時		30名

◆定額減税制度における給与の源泉徴収に関するお問い合わせ

定額減税コールセンター ☎0570-02-4562 受付時間 午前9時～午後7時(土日祝除く)

※個別具体的な事実関係に応じた個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話で面接予約をお願いします。

◆説明会に関するお問い合わせ

中村税務署 法人課税部門 ☎35-2135(代表)(内線20)

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内に沿って、「2」を選択してください。



定額減税特設サイト



国税庁LINE公式アカウント